

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：森林整備費

事業名 林業事業体経営体質強化等事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)
林政部 森林整備課 担い手企画係 電話番号:058-272-1111(内 3197・3198)
E-mail: c11515@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,333 千円 (前年度予算額 5,396 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,396	0	0	0	0	0	5,396	0	0
要求額	5,333	0	0	0	0	0	5,333	0	0
決定額	5,333	0	0	0	0	0	4,800	0	533

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

国の「森林・林業基本計画」の基本理念に基づき、県においても林業の担い手確保、林業の生産性の向上等を通じて、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策として人材確保・育成等の林業事業体支援を進めてきたところである。

令和元年度森林技術者数は936人、直近3年間ではほぼ横ばいに推移しており、増加していないのが現状である。

こうした現状において、森林組合及び林業事業体の経営体質強化を図っていく必要がある。

(2) 事業内容

①森林組合等に対して、健全な運営について指導・助言をするとともに、林業事業体の雇用管理の改善と事業の合理化を図るため改善計画の認定及び指導を行う。

②林業事業体の人材の確保・育成を図るため、経営者層の組織管理能力の向上と、現場管理者(班長)の意識改革を図るための研修会を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

・10/10 (①基金・②譲与税)

(4) 類似事業の有無

一部有 ※森林組合担い手強化対策事業（常勤役員・参事級職員研修等）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	32	評価委員報償費
旅費	915	費用弁償 11、業務旅費 904
需用費	370	消耗品費 117、燃料費 200、印刷製本 53
役務費	16	通信運搬
委託料	4,000	経営体質強化事業委託
合計	5,333	

決定額の考え方

財源の一部を一般財源とします。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画

3 人づくり及び仕組みづくりの推進

(4) 技術者及び担い手の育成・確保

(2) 国・他県の状況

国が示す森林環境譲与税の活用事業の一つに「森林技術者の確保・育成」が含まれている。

また、森林組合法第117条の規定により必要な配慮を行っている。

(3) 後年度の財政負担

森林組合法、岐阜県労働力の確保の促進に関する基本計画に基づき、後年後も継続した指導が必要。

(4) 事業主体及びその妥当性

1) 事業主体：県

2) 妥当性：人材育成は、森林環境譲与税の県事業用途に合致し妥当である。森林組合指導は、森林組法117条および林業労働力の確保の促進に関する法律第10条の規定により妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・第3期岐阜県森林づくり基本計画で定める、計画終期である令和3年度の森林技術者数1,255人を目標とする。
- ・森林組合への指導及び助言を図り、令和3年度までに当期欠損金が発生している森林組合数を0にする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
森林技術者数	932 (H29)			936 (R1)	1,255 (R3)	74.6%
当期欠損金が発生した森林組合数		1 (H28)	3 (H29)	2 (H30)	0 (R3)	% -

（前年度の取組）

- ・経営者・現場管理者向けの研修を実施することで、林業事業体の経営体質強化が図られた。
- ・森林組合への指導及び助言を実施した。
- ・岐阜県森林組合統計の作成、配布を実施した。

（前年度の成果）

- ・事業実施により、経営者の組織管理能力の向上及び現場管理者の意識改革が図られ、従業員の就労環境が改善され魅力ある職場となることで、事務職員や森林技術者の確保・育成が促進される。
- ・森林組合への指導及び助言
- ・岐阜県森林組合統計の作成、配布

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理法を着実に進めていくためには、森林整備の受け皿となり林業事業体の体質強化を図ることが必要であり、林業事業体の人材を育成する本事業の必要性は高い。 ・森林組合法第 117 条、林業労働力の確保の促進に関する法律第 10 条に明記されており、必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度までに把握した組織経営や人材育成等の課題をふまえて研修を行い、経営者や現場管理者の意識改善を図ることができた。 ・当期欠損金が発生した森林組合数が、平成 25 年度は 5 組合であったが、令和元年度は 3 組合と減少しており成果が見られる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザルにより、林業事業体の経営改善に関する専門知識や経験を持っている事業者に委託することで、効率的かつ効果的に事業を実施できる。 ・それぞれの組合の特徴に応じた指導を実施しており、効率化が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・年々、森林技術者が減少していく中で、人材の確保・育成は喫緊の課題である。事業を進めながら、必要に応じて実施方法や内容を見直しする。 ・早急に経営改善が必要な組合に対して、特に重点的に指導を行っていく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保・育成をしていくためには、経営者及び現場管理者が組織管理に関する意識を高める必要があり、事業継続が必要。 森林組合には、地域の森林・林業の中核的な担い手として、安定的な木材生産供給と健全で豊かな森林づくりにおいて、大きな役割を果たすことが期待されており、継続して指導および助言を行う必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	なし 【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	